



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *16 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (総務学事課)
- *17 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- *18 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)
- *19 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)
- *20 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (")
- *21 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 公安委員会規則

- *4 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 告示

- 290 和歌山県土地利用基本計画の変更 (地域づくり課)
- 291 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 292 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 293 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課)
- 294 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")
- 295 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 296 " (")
- 297 保安林予定森林 (森林整備課)
- 298 " (")
- 299 " (")
- 300 " (")
- *301 紀三井寺公園の区域の変更 (都市政策課)
- *302 紀三井寺緑地の廃止 (")
- 303 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)
- 304 " (")
- 305 " (")
- 306 " (")
- 307 " (")
- 308 " (")
- 309 " (")
- 310 " (")

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)

規 則

和歌山県規則第16号

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則 (平成7年和歌山県規則第102号) の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2条第2項中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。）」の次に「、金銭信託」を加える。

別記第3号様式中

株式等の事業・譲渡・雑所得	
---------------	--

--	--

株式等の事業・譲
上場株式等の

渡・雑所得		
配当所得		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第17号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成21年和歌山県規則第27号) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「受ける職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4又は第28条の5の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）」を加え、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4又は第28条の5の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、その者が属していた職務の級）」を削る。

附則第3項を次のように改める。

（再任用職員の給料月額に関する経過措置）

3 再任用職員には、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間においては、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、その者の受ける給料月額のほか、その者が属する職務の級に対応する附則別表の給料月額とその者の受ける給料月額の差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75

(2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の50

(3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の25

附則第4項中「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」に改め、「相当する額に」の次に「100分の50を乗じて得た額に」を加える。

附則第5項第1号中「及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第32号）附則第2項の規定の例により支給される給料の調整額」を削り、同項第2号中「（以下「現業職給料表」という。）」を削る。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則（平成19年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第7条第1項」を「第7条の4第1項」に、「工場」を「工場等」に改める。

第7条中「6月末日」を「11月末日」に改める。

第8条中「工場」を「工場等」に改める。

第9条中「6月末日」を「11月末日」に改める。

第10条第3号中「（グリーン電力認証機構の認証を受けたものに限る。）」を削る。

別記第1号様式中「工場」を「工場等」に、「活字等」を「印字等」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

排 出 抑 制 計 画 等 報 告 書

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県地球温暖化対策条例第 12 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

工場等の名称	
工場等の所在地	
	電 話 (- -) F A X (- -)
工場等の業種	該当する業種に○をしてください。 1 食料品 2 飲料・たばこ・飼料 3 繊維工業 4 衣服・その他繊維 5 木材・木製品 6 家具・装備品 7 パルプ・紙 8 出版・印刷 9 化学工業 10 石油製品・石炭製品 11 プラスチック製品 12 ゴム製品 13 なめし革・毛皮 14 窯業・土石製品 15 鉄鋼業 16 非鉄金属製造業 17 金属製品 18 一般機械器具 19 電気機械器具 20 輸送用機械器具 21 精密機械器具 22 その他 ()
工場等の製造品 出荷額等	() 百万円 / 年度
作成責任者	部署 氏名

エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	() 年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A 重油	k l					
	B・C 重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
高炉ガス	千m ³						
転炉ガス	千m ³						
その他の燃料	都市ガス ()	千m ³					
産業用蒸気	GJ						
産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ						
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh				
		夜間買電	千kWh				
	その他	上記以外の買電	千kWh				
		自家発電	千kWh				
	小計	千kWh/ GJ					
合 計GJ							
原油換算k l			①		②		
対前年度比 (%)							

※ 生石灰、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造過程で石灰石又はドロマイトを使用する場合には、原料消費量も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t / 年	
ドロマイト	t / 年	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 「工場等の製造品出荷額等」の欄には、工場等单位での当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。また、工場等单位で記入することが困難な場合には、複数の工場等の製造品出荷額等を合算して記入することができる。
- 4 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）様式第 9 の指定－第 3 表から指定－第 9 表までを添付すること。

別記第 3 号様式 (第 9 条関係)

排 出 状 況 報 告 書

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県地球温暖化対策条例第 12 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

工場等の名称	
工場等の所在地	電 話 (- -) F A X (- -)
工場等の業種	該当する業種に○をしてください。 1 食料品 2 飲料・たばこ・飼料 3 繊維工業 4 衣服・その他繊維 5 木材・木製品 6 家具・装備品 7 パルプ・紙 8 出版・印刷 9 化学工業 10 石油製品・石炭製品 11 プラスチック製品 12 ゴム製品 13 なめし革・毛皮 14 窯業・土石製品 15 鉄鋼業 16 非鉄金属製造業 17 金属製品 18 一般機械器具 19 電気機械器具 20 輸送用機械器具 21 精密機械器具 22 その他 ()
工場等の製造品出荷額等	() 百万円 / 年度
作成責任者	部署 氏名

エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	() 年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A 重油	k l					
	B・C 重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の燃料	都市ガス ()	千m ³				
産業用蒸気	GJ						
産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ						
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh				
		夜間買電	千kWh				
	その他	上記以外の買電	千kWh				
		自家発電	千kWh				
	小計	千kWh/ GJ					
合 計GJ							
原油換算k l				①		②	
対前年度比 (%)							

※ 生石灰、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造過程で石灰石又はドロマイトを使用する場合には、原料消費量も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t / 年	
ドロマイト	t / 年	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 「工場等の製造品出荷額等」の欄には、工場等单位での当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入すること。また、工場等单位で記入することが困難な場合には、複数の工場等の製造品出荷額等を合算して記入すること。
- 4 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）様式第 9 の指定－第 3 表から指定－第 9 表までを添付すること。

第2条 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（特定事業者）

第6条 条例第12条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 県内に設置しているすべての工場等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第3条第1項に規定する工場等という。以下同じ。）における燃料（省エネ法第2条第2項に規定する燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（省エネ法第2条第1項に規定する熱をいう。）及び電気（省エネ法第2条第1項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が前年度において1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- (2) 省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置しているすべての工場等及

び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者

第7条中「11月末日」を「7月末日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省エネ法第7条の4第1項又は第17条第1項の規定により指定された工場等（以下「エネルギー管理指定工場等」という。）を県内に有する特定事業者は、前項の排出抑制計画等報告書に、県内に有するエネルギー管理指定工場等に係る部分の省エネ法施行規則第17条に規定する報告書の写しを添付しなければならない。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

第14条第3号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）」を「省エネ法施行規則」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とし、第16条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

排出抑制計画書

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) 印

和歌山県地球温暖化対策条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

事業者の名称	
主たる事務所の 所在地	
事業者の主たる 業種	大分類 中分類
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 ファクシミリ番号 電子メールアドレス

1 計画期間

年度 ～ 年度

2 基本方針

--

3 計画目標

基準年度 (実績) () 年度	(1)	t-CO ₂	/
目標年度 (計画) () 年度	(2)	t-CO ₂	
差引排出量	(1) - (2)	t-CO ₂	(削減率 %)

4 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内 容	該当する工場等	実施時期	エネルギーの使用 合理化期待効果

5 その他エネルギー使用の合理化に関する事項

--

6 補完的手段

対策等の区分	取組量等	目標年度(計画) ()年度
森林の保全及び整備	(二酸化炭素吸収量)	t-CO2
再生可能エネルギーの利用	(売電量) kwh	t-CO2
	(熱供給量) GJ	t-CO2
グリーン電力の購入	(購入量) kwh	t-CO2
その他		t-CO2

7 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
追加した計画	該当する工場等	理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 「事業者の主たる業種」の欄には、日本標準産業分類の大分類及び中分類を記入すること。
- 4 1 の項の「計画期間」の欄については、排出抑制計画を定める日の属する年度からおおむね 3 か年度～5 か年度を対象とすること。
- 5 3 の項の「(1)」、「(2)」及び「(1) - (2)」の欄について、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量「t-CO₂」による記入が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。
- 6 4 の項の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場が該当する場合は全工場等と記入すること。
- 7 4 の項の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- 8 5 の項には、4 の項で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付すること。
- 9 7 の項には、4 の項及び 5 の項について前年度と比較して記入すること。

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

排出抑制計画等報告書

和歌山県知事 様

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名) 印
氏名

和歌山県地球温暖化対策条例第 12 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称	
主たる事務所の 所在地	
事業者の主たる 業種	大分類 中分類
工場等の製造品 出荷額等	() 百万円 / 年度
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 ファクシミリ番号 電子メールアドレス

温室効果ガス排出量等	区 分		
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量 ①	(二酸化炭素換算) t-CO ₂	
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 ①/②		
	温室効果ガス排出量と 密接な関係を持つ値②	単位 ()	
温室効果ガスの削減量等	区 分	取組量等	二酸化炭素換算 ③
	森林の保全及び整備	二酸化炭素吸収量 t-CO ₂	
	再生可能エネルギー の利用	売電量 kwh	t-CO ₂
		熱供給量 GJ	t-CO ₂
	グリーン電力の購入	購入量 kwh	t-CO ₂
	その他		t-CO ₂
	差引排出量 (①-③)	t-CO ₂	
	温室効果ガスの排出の抑制等に 関する措置の実施状況		
	特記事項		

事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	() 年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A 重油	k l					
	B・C 重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化水素ガス	千 m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性天然ガス	千 m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千 m ³					
高炉ガス	千 m ³						
転炉ガス	千 m ³						
その他の燃料	都市ガス	千 m ³					
	()						
産業用蒸気	GJ						
産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ						
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh				
		夜間買電	千 kWh				
	その他	上記以外の買電	千 kWh				
		自家発電	千 kWh				
	小計	千 kWh/ GJ					
合 計GJ							
原油換算k l			㊟		㊿		
対前年度比 (%)							

※ 生石灰、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造過程で石灰石又はドロマイトを使用する場合には、原料消費量も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t / 年	
ドロマイト	t / 年	

エネルギー管理指定工場等の一覧

指定の区分	工場等の名称	工場等所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 「工場等の製造品出荷額等」の欄には、当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。
- 4 「温室効果ガス排出量等」欄については、削減目標を立てるに当たって指標としているものを「区分」の欄のいずれかを選択し、該当する□にレ印又は■を記入すること。この場合において、「原単位排出量①/②」を選択した場合は「温室効果ガス排出量①」の値も記入すること。
- 5 「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値②」の欄には、生産数量又は建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を記入すること。
- 6 「特記事項」については、報告年度の数値が基準年度の数値よりも増加した理由（目標年度の最終年度に係る報告については、削減目標が達成できなかった理由を含む。）を記入すること。
- 7 エネルギー管理指定工場等を有している場合は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）様式第 9 の指定－第 1 表から指定－第 9 表までを添付すること。

別記第3号様式を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「（登録年月日） 年

月 日」を「（登録年月日） 年
（登録有効期間満了日） 年

月 日
月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「第9条第3項」を「第10条第3項」に、「第10条第3項」を「第16条第3項」に、「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「第24条第3項」を「第22条第3項」に、「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同項第2号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正

する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、「取りまとめ店」とは指定代理金融機関等の店舗（以下「店舗」という。）のうち当該指定代理金融機関等において取り扱う公金の収納事務の取りまとめを行うもの（県内に所在する店舗に限る。）をいい」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この規則において「取りまとめ店」とは、指定代理金融機関等の店舗（以下「店舗」という。）のうち次に掲げるものをいう。

（1）指定代理金融機関等（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）にあつては、その取り扱う公金の収納事務の取りまとめを行う店舗（県内に所在する店舗に限る。）

（2）株式会社ゆうちょ銀行にあつては、その取り扱う公金の収納事務の取りまとめを行う店舗

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「時間制限駐車区間」の次に「及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間」を加え、同条第2項中「及び時間制限駐車区間」を「並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間」に改め、同項第8号中「別記様式第3号」の次に「。以下「公益等業務用標章」という。」を加え、同項第9号中「別記様式第3号の2」の次に「。以下「歩行困難者用標章」という。」を加え、同条第3項中「前項第8号に規定する駐車禁止除外指定車標章」を「公益等業務用標章」に、「、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（1）」を「駐車禁止除外指定車標章交付申請書（1）」に、「、同項第9号に規定する駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）標章」を「管轄警察署長を經由して、歩行困難者用標章」に、「、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（2）」を「駐車禁止除外指定車標章交付申請書（2）」に、「管轄警察署長」を「その者の住所地を管轄する警察署長」に改め、同条第4項中「駐車禁止除外指定車標章」を「公益等業務用標章又は歩行困難者用標章（以下「除外標章」という。）」に改め、同条第5項各号列記以外の部分及び第1号中「駐車禁止除外指定車標章」

を「除外標章」に改め、同項第3号中「駐車禁止除外指定車標章」を「除外標章」に、「管轄警察署長」を「、公益等業務用標章にあっては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあっては当該標章の交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める除外標章を、公益等業務用標章にあっては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあっては当該標章の交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に返納すること。

- ア 除外標章の有効期限が経過したとき 有効期限が経過した除外標章
- イ 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき 交付を受けた理由がなくなった除外標章
- ウ 除外標章の再交付を受けた後において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき 発見し、又は回復した除外標章

第5条第6項中「前条第5項」を「第4条第5項」に、「駐車禁止除外指定車標章」を「除外標章」に改める。

第8条第1項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改め、同条第4項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改め、同項第5号中「第49条の4第2項」を「第49条の7第2項」に改める。

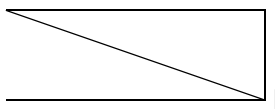
第8条の次に次の1条を加える。

(高齢運転者等標章の申請等)

第8条の2 法第45条の2第1項の届出、同条第2項若しくは第3項の規定による申請、同条第4項の規定による返納又は施行規則第6条の3の3の規定による届出 (以下この条において「届出等」という。) は、届出等をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

別表第1中

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
---------------------	-------------



を

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級
肝臓機能障害	

までの各級	/
	特別項症から第三項症までの各級

に改める。

別記様式第3号 (裏面) 及び別記様式第3号の2 (裏面) 中「第49条の2第3項」を「第49条の3第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の和歌山県道路交通法施行細則第5条第2項第8号又は第9号の規定により交付された標章で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の和歌山県道路交通法施行細則第5条第2項第8号又は第9号の規定により交付された標章とみなす。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第290号

和歌山県土地利用基本計画の計画図及び計画書の一部を平成22年3月16日変更したので、国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画の計画図及び計画書は、和歌山県企画部地域振興局地域づくり課及び各市町村国土利用計画法担当課室において閲覧することができる。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要旨)
			拡大	縮小	
1	岩出森林地域	岩出市		8	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	橋本森林地域	橋本市		1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	広川森林地域	広川町		9	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	由良森林地域	由良町		8	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

5	御坊森林地域	御坊市		8	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	印南森林地域	印南町		35	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
7	みなべ森林地域	みなべ町		9	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
8	田辺森林地域	田辺市		12	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
9	田辺森林地域	田辺市		3	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
10	田辺森林地域	田辺市		19	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
11	白浜森林地域	白浜町		2	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
12	上富田森林地域	上富田町		22	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
13	新宮農業地域	新宮市		28	農振法上の白地地域であり、また、既存の用途地域に隣接する地域でもある。生活の利便性が向上しており、市街化が進みつつあることから、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったため。
14	新宮森林地域	新宮市		9	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
15	那智勝浦森林地域	那智勝浦町		7	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
16	古座川県立自然公園地域	白浜町 すさみ町 古座川町	6,241		古座川上流部に位置する自然林及び古座川周辺地はすぐれた風景地であり、自然公園として保護・利用するため。

和歌山県告示第291号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年5月12日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成22年3月12日
- 名称
特定非営利活動法人優起の会
- 代表者の氏名
間三千夫
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市楠本21番地の6
- 定款に記載された目的

この法人は、障害児とその家族に対して、障害児には言語療法を中心とした療育を行うと共に、またその家族に対してはカウンセリングを中心にした精神的な援助を行うことを

もって、社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第292号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年3月16日指定した。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛ラブマックス 4月号	17744-4	秋田書店
コミック	Young Love Comic アヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	miniパラ 4月号	08493-4	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-4	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	05267-4	竹書房
雑誌	ナックルズSPECIAL	04878-3	ミリオン出版

月刊誌	実話ナックルズ 4月号	04877-4	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 4月号	15279-04	コアマガジン
雑誌	BLACK BOX vol.41	17843-4	三英出版
月刊誌	黄金のGT 4月号	12259-04	晋遊舎
月刊誌	ブブカ 4月号	17885-04	コアマガジン
月刊誌	特冊新鮮組DX 4月号	06681-4	竹書房
月刊誌	決定版! XX 4月号	13319-4	ミリオン出版
月刊誌	月刊エンタメ 4月号	02053-04	徳間書店
雑誌	漫画実話ナックルズ増刊ザ・タブー vol.2	18422-4	ミリオン出版
雑誌	ENJOY MAX 4月号	01901-04	笠倉出版社
雑誌	DVDアイドル裏JAPAN海賊版 vol.9	62872-86	ブレインハウス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第293号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
オードラッグメッサ岩出西薬局	岩出市中黒641-1	松尾美枝	平成22.3.1

和歌山県告示第296号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

1 指定訪問看護事業所等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社紀州ライフコーディネーターサービス	海南市日方84-1	紀州リハビリケア訪問看護ステーション	平成22.3.1

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成22年8月29日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第294号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 講習受付期間 平成22年5月10日から同年6月7日まで

(2) レポート提出締切年月日 平成22年8月9日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第295号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第297号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字箕ノ岩486の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第298号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字長瀬626の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長瀬626の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第299号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26

年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字箕谷658の9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字箕谷658の9(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第300号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字近井132、132の1、134、135、136の9から136の11まで、字東番137の1・137の19(以上2筆については次の図に示す部分に限る。)、138、139
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東番137の19(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第301号

昭和51年和歌山県告示第787号（都市公園の設置）で設置した紀三井寺公園の区域を次のように変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 紀三井寺公園
- 2 位置
 - (1) 追加する部分 和歌山市紀三井寺字中浜新畑、南前浜、南出口、半済、高畑、樋先及び樋先畑、布引字尾寄及び角太並びに毛見字柳原、蒲原、ごまで、塩田、ツロノ内、馬瀬及び琴の浦地内
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 区域 別添図面のとおり
- 4 変更後の区域の供用開始の期日 平成22年3月26日
 （「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。）

和歌山県告示第302号

昭和51年和歌山県告示第789号（都市公園の設置）で設置した紀三井寺緑地を廃止する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 紀三井寺緑地
- 2 位置 和歌山市紀三井寺字中浜新畑、南前浜、南出口、半済、高畑、樋先及び樋先畑、布引字尾寄及び角太並びに毛見字柳原、蒲原、ごまで、塩田、ツロノ内、馬瀬及び琴の浦地内
- 3 区域 別添図面のとおり
- 4 廃止年月日 平成22年3月26日
 （「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。）

和歌山県告示第303号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（東牟婁地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
 県立学校校務用ノート型コンピュータ（東牟婁地域）1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 和歌山県出納局総務事務集中課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
 平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 NECフィールディング株式会社和歌山支店
 和歌山市六番丁5
- 5 落札金額
 30,619,732円（うち消費税及び地方消費税の額1,458,082円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成21年12月22日

和歌山県告示第304号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（西牟婁南地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
 県立学校校務用ノート型コンピュータ（西牟婁南地域）1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 和歌山県出納局総務事務集中課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
 平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 NECフィールディング株式会社和歌山支店
 和歌山市六番丁5
- 5 落札金額
 39,421,441円（うち消費税及び地方消費税の額1,877,211円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成21年12月22日

和歌山県告示第305号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（日高・西牟婁北地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（日高・西牟婁北地域） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額
47,645,850円（うち消費税及び地方消費税の額2,268,850円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山県告示第306号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（伊都地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（伊都地域） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額
56,894,250円（うち消費税及び地方消費税の額2,709,250円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山県告示第307号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（那賀・和歌山東地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（那賀・和歌山東地域） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額
44,567,250円（うち消費税及び地方消費税の額2,122,250円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山県告示第308号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（和歌山北地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達

手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（和歌山北地域）1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 I Tソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額
49,743,750円（うち消費税及び地方消費税の額2,368,750円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山県告示第309号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（海草・有田地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（海草・有田地域） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 I Tソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額

51,374,400円（うち消費税及び地方消費税の額2,446,400円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山県告示第310号

平成21年度県立学校校務用ノート型コンピュータ（和歌山西地域）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
県立学校校務用ノート型コンピュータ（和歌山西地域） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 I Tソリューション株式会社和歌山営業所
和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額
54,437,250円（うち消費税及び地方消費税の額2,592,250円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月22日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成22年3月26日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
島 田 節 男

- 1 定義
この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県

伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成22年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3

月31日までとする。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年3月9日以降無効とする。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	漁船	8054095 } 8054097	3枚	平成21年9月30日から 平成22年3月2日まで	紀南県税事務所	平成22年3月9日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。